

鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策交付金交付要綱（平成28年1月20日付け27林整計第232号農林水産事務次官依命通知。以下「国交付要綱」という。）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策実施要領の運用について（平成28年1月20日付け27林整計第238号林野庁長官通知。以下「国要領の運用」という。）、鳥取県合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金交付要綱（平成28年6月6日付け第201600024695号鳥取県農林水産部長通知。以下「県要綱」という。）及び鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、「総合的なTPP等関連政策大綱」（令和2年12月8日TPP等総合対策本部決定。以下「大綱」という。）に即し、新たな国際環境の下で、合板・製材・集成材等の競争力を高めることに加えて、豊富な資源量を有する森林資源を活用し、加工施設の効率化、競争力のある製品への転換、原木供給の低コスト化等を通じた体質強化や、「花粉症対策 初期集中対応パッケージ」（令和5年10月11日花粉症に関する関係閣僚会議決定）に即し、国民的な社会問題となっている花粉症の解決に向けた花粉の発生源であるスギ人工林を減らす取組に対し、支援することを目的として事業の実施に必要な経費を交付する。

(補助対象事業)

第3条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、県要綱に基づいて行う事業のうち、別表第1各号の表の第1欄に掲げるものとする。

(補助対象事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象事業者」という。）は、

別表第1各号の表の第2欄に掲げる者とする。

(補助金の算定)

第5条 本補助金は、別表第1各号の表の第3欄に掲げる経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に同表の第4欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第6条 本補助金の交付申請は、市長が別に定める日までに行わなければならない。

- 2 規則第4条の交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 規則第4条の交付申請書には、前項に定めるもののほか、様式第2号による消費税仕入控除税額集計表を添付するものとする。
- 4 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、仕入控除税額が明らかでないときは、前条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。
- 5 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、様式第3号による事業により取得した財産の使用に関する誓約書及び国要領の運用第2第3項のチェックシート（過去1年以内に作成したものに限る。）を添付しなければならない。
- 6 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり、国要領の運用第2第4項のチェックシート（環境負荷低減チェックシート）を添付しなければならない。

(交付決定の時期等)

第7条 本補助金の交付決定は、原則として交付申請を受けた日から市長が県に補助金の交付の申請をしてから当該交付の決定を受けるまでの日数に14日を加えた日数が経過する日までの間に行うものとする。

- 2 市長は、前条第4項の規定による申請を受けたときは、第5条の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」

という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

- 3 市長は、やむを得ない事由により早期に交付決定をすることが困難な場合において、交付目的を達成するため必要があると認めるときは、本補助金の交付見込額を様式第4号により内示することができる。
- 4 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、前項の内示後、補助対象事業に着手することができる。

(承認を要しない変更等)

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
 - (2) 本補助金の30%を超える減額
 - (3) 他事業との補助金の流用
 - (4) 施設の新設及び廃止
- 2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。この場合において、同項中「交付の申請をしてから当該交付の決定」とあるのは、「変更等について申請してから当該変更等の承認」と読み替えるものとする。

(完了届)

第9条 補助対象事業は、規則第10条第2項第2号の市長が別に定めるものとし、完了届を要するものとする。

- 2 規則第10条第2項の届出は、補助事業の完了の日から7日以内に提出しなければならない。

(実績報告の時期等)

第10条 規則第12条の規定による報告は、補助事業の完了、中止若しくは廃止の日から7日を経過する日又は本補助金の交付に係る事業の完了予定日の属する年度の末日のいずれか早い日までに行わなければならない。

- 2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、様式第1号によるものとする。
- 3 規則第12条の報告書には、前項に定めるもののほか、様式第2号による消費税仕入控除税額集計表及び第6条第6項のチェックシートを添付しなければならない。
- 4 補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が、交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。
- 5 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合に

において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第4号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

- 6 前項の規定による報告は、実績報告を提出した年度の6月10日までに行うものとする。ただし、当該補助金に係る消費税仕入控除税額が確定しない場合には翌年度の6月15日までに報告するものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号。以下「省令」という。）に定める耐用年数に相当する期間（省令に定めのない財産については、農林畜水産関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）第5条で定める処分の制限を受ける期間とし、別表第2の第1欄に掲げる財産にあっては、同表の第2欄に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号に規定する財産は、取得価格又は効用の増加価格が単価50万円以上の機械及び器具とする。

（事業計画）

第12条 補助対象事業者は、国交付要綱第5第1項に定める体質強化・花粉削減計画（以下「体質強化・花粉削減計画」という。）及び国実施要領第3第2項に定める都道府県年度事業計画（以下「都道府県年度事業計画」という。）の作成又は変更に必要な資料を作成し、市長に提出するものとする。

- 2 補助対象事業者は、体質強化・花粉削減計画及び都道府県年度事業計画の変更が必要な場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

（事前評価及び事後評価）

第13条 補助対象事業者は、森林整備加速化・林業再生基金事業の事業評価実施要領（平成21年5月29日付け21林整計第88号林野庁長官通知。以下「事業評価実施要領」という。）を準用し、次のとおり事前評価及び事後評価を行うものとする。

- (1) 事前評価は、費用対効果分析による事業効果の測定等を行い、総費用額に対する総効果額の比率が1.0以上となることを確認するものとし、前条第1項の必要な資料を提出するまでの段階において行うものとする。
- (2) 事後評価は、事前評価を行った事業ごとに、事前評価の費用対効果分析手法で使用した評価因子を実測値に置き換えることが可能な事業については、その因子を置き換えることにより行うものとし、補助金等交付申請書に掲げた目標年度（以下「目標年度」という。）の翌年度の7月15日までに、市長

に提出するものとする。

(達成状況報告)

第14条 補助対象事業者は、体質強化・花粉削減計画及び都道府県年度事業計画で定めた個別指標の達成状況について、目標年度までの毎年度の状況を県要綱様式第9号により、その翌年度の5月15日までに市長に提出するものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、農林水産部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月7日から施行し、平成30年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年3月10日から施行し、令和元年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年3月31日から施行するものとする。ただし、この通知による改正前の本要綱に基づき実施された事業については、従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和6年3月22日から施行し、令和5年度の補助事業から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年 3月10日から施行する。ただし、改正前の鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和8年2月18日から施行する。ただし、この要綱による改正前の鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金交付要綱の規定に基づき実施された事業については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和8年3月4日から施行する。

(適用区分)

- 2 この要綱による改正後の鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金交付要綱別表の規定は、令和7年度の補助対象事業から適用する。

別表第1（第3条、第4条、第5条関係）

(1) 木材加工流通施設等整備（合板製材事業）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率																						
<p>木材加工流通施設等整備 (1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化） ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (2) 木材加工流通施設等整備（低コスト化） ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (3) 品目転換施設整備 ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (4) 高度加工処理施設整備 ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (5) 木材加工流通施設等整備（供給力強化） ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (7) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高</p>	<p>(1) 森林組合 (2) 生産森林組合 (3) 森林組合連合会 (4) 林業者等の組織する団体 (5) 木材関連業者等の組織する団体 (6) 地域材を利用する法人 (7) 地方公共団体等の出資する法人 (8) その他市長が認めるもの</p>	<p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化、供給力強化及びJAS構造用製材供給力強化）、品目転換施設整備及び高度加工処理施設整備 機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費。ただし、リースの場合にあつては、「機械器具費」を「使用料及び賃借料」と読み替えるものとする。 (2) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備附帯事業 (1)の施設整備と一体的に実施するものとし、その総額は事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。 対象となる経費は、事業を実施する上で追加的に必要となる次表に掲げる経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="748 676 1843 1241"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者給(注)</td> <td>技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない。）</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>アルバイト及び技能者等の賃金（賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担を含む。）</td> </tr> <tr> <td>謝金</td> <td>事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等</td> </tr> <tr> <td>役員費</td> <td>通信運搬費、手数料等</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料</td> </tr> <tr> <td>備品・資機材購入費</td> <td>事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>情報提供、研修会等に必要なる原材料費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	技術者給(注)	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない。）	賃金	アルバイト及び技能者等の賃金（賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担を含む。）	謝金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金	旅費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等	役員費	通信運搬費、手数料等	委託料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料	使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料	備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）	原材料費	情報提供、研修会等に必要なる原材料費	<p>事業実施に要する補助対象経費の1/2以内 ただし、製材（木材統計調査規則（平成17年農林水産省令第124号。以下「調査規則」という。）第3条第1項の製材をいう。以下同じ。）又はチップ製造（調査規則第3条第2項のチップ製造に該当するもので、解体材・廃材を主原料とするもの及びバイオマス発電施設への供給を主体とするものを除く。以下同じ。）に係る生産性向上、良品質材</p>
区分	内容																								
技術者給(注)	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない。）																								
賃金	アルバイト及び技能者等の賃金（賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担を含む。）																								
謝金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金																								
旅費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費																								
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等																								
役員費	通信運搬費、手数料等																								
委託料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料																								
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料																								
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）																								
原材料費	情報提供、研修会等に必要なる原材料費																								

<p>度加工処理施設整備附帯事業（(1)～(6)までの施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等）</p>			<p>の生産及び安定供給体制構築に向けた施設の整備は2／3以内（製材・加工に係る生産目標が、県の目標値の伸び率以上であるものに限り、県費の割合は1／6以内とする。）</p>
--	--	--	--

(注) 技術者給の算定等については、人件費適正化通知によるものとする。

(2) 先進的な林業機械等の整備（合板製材事業）

<p>先進的な林業機械等の整備 ただし、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 地域の木材安定供給対策に資する先進的な林業機械等であること。</p> <p>(2) 施設の規模、性能等が、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。</p> <p>(3) 導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えていること。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者のうち、アからエまでの要件を全て満たしている者</p> <p>(1) 森林整備法人等</p> <p>(2) 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）</p> <p>(3) 貸付けを行う事業実施主体として市長が認めるもの(貸付先が選定経営体の場合に限る)</p> <p>(要件)</p> <p>ア 施業集約化に取り組んでいること。</p> <p>イ 年間3,000立方メートル以上の素材生産実績を有し、又は達成する計画があり、素材生産量又は素材生産性の目標が年平均1.05以上の伸び率であること。</p> <p>ウ 原木供給対策のための協議会に参画し、又は参画している者と連携して事業を実施していること。</p> <p>エ 合法性ガイドライン3により、木材・木材製品の合法性及び持続可能性を証明する方法が確立していること又は確立することが確実であると認められること。</p>	<p>先進的な林業機械等の機械器具費（本体購入費、付属機械器具購入費及び事業雑費）及び当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管倉庫の建築費等（建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用舗装工事費）とし、1事業費はおおむね500万円以上とする。</p>	<p>素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000立方メートル当たり200万円とし、その助成額の上限は補助対象経費の1/2とする。</p> <p>ただし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリッド油圧ショベルをベースマシンとする機械を導入する場合には、素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000立方メートル当たり240万円とし、その助成額の上限は補助対象経費の1/2とする。</p>
--	--	---	--

(3) 木材加工流通施設等整備（花粉削減事業）

1 補助対象事業	2 補助対象 事業者	3 補助対象経費	4 補助率																						
<p>木材加工流通施設等整備 (1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化） ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (2) ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (3) 品目転換施設整備 ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (4) 高度加工処理施設整備 木材利用量の現状値に対 ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (5) 木材加工流通施設等整備（供給力強化） ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備 (6) 木材加工流通施設等整備（JAS構造用製材供給力強化） ア 木材加工流通施設整備 イ スtockヤード整備</p>	<p>(1) 森林組合 (2) 生産森林組合 (3) 森林組合連合会 (4) 林業者等の組織する団体 (5) 木材関連業者等の組織する団体 (6) 地域材を利用する法人 (7) 地方公共団体等の出資する法人 (8) その他市長が認めるもの</p>	<p>(1) 木材加工流通施設等整備（大規模・高効率化、低コスト化、供給力強化及びJAS構造用製材供給力強化）品目転換施設整備、高度加工処理施設整備及びストック強化 機械器具費、建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地舗装工事費。ただし、リースの場合にあっては、「機械器具費」を「使用料及び賃借料」と読み替えるものとする。 (2) 木材加工流通施設等整備附帯事業 (1) の施設整備と一体的に実施するものとし、その総額は事業実施主体ごとの事業費総額の1割以内とする。 対象となる経費は、事業を実施する上で追加的に必要となる次表に掲げる経費とする。</p> <table border="1" data-bbox="748 628 1843 1155"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>技術者給(注)</td> <td>技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない。）</td> </tr> <tr> <td>賃金</td> <td>アルバイト及び技能者等の賃金（賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む。）</td> </tr> <tr> <td>謝金</td> <td>事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金</td> </tr> <tr> <td>旅費</td> <td>技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費</td> </tr> <tr> <td>需用費</td> <td>消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等</td> </tr> <tr> <td>役務費</td> <td>通信運搬費、手数料等</td> </tr> <tr> <td>委託料</td> <td>資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料</td> </tr> <tr> <td>使用料及び賃借料</td> <td>会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料</td> </tr> <tr> <td>備品・資機材購入費</td> <td>事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）</td> </tr> <tr> <td>原材料費</td> <td>情報提供、研修会等に必要原材料費</td> </tr> </tbody> </table>	区分	内容	技術者給(注)	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない。）	賃金	アルバイト及び技能者等の賃金（賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む。）	謝金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金	旅費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費	需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等	役務費	通信運搬費、手数料等	委託料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料	使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料	備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）	原材料費	情報提供、研修会等に必要原材料費	<p>事業実施に要する補助対象経費の1/2以内 ただし、製材又はチップ製造に係る生産性向上、良品質材の生産及び安定供給体制構築に向けた施設の整備は2/3以内（製材・加工に係る生産目標が、県の目標値の伸び率以上であるものに限り、県費の割合は1/6以内とする。）</p>
区分	内容																								
技術者給(注)	技術を有する者（主任技師、技師、撮影技師等）の労賃（労賃支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含み、退職給与及び退職給与引当を含まない。）																								
賃金	アルバイト及び技能者等の賃金（賃金支弁者に係る社会保険料の事業主負担分を含む。）																								
謝金	事業の推進を図るために開催する会議や研修等に出席する委員及び指導者等の謝金																								
旅費	技術者、アルバイト、技能者及び会議等に出席する委員並びに指導者等の旅費																								
需用費	消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水料費、資料購入費、修繕料等																								
役務費	通信運搬費、手数料等																								
委託料	資料作成、登記事務、測量・調査・調整、広告出稿料、コンサルタント等の委託料																								
使用料及び賃借料	会議室、土地建物、貨客兼用自動車、事務用機械器具等の借料及び損料																								
備品・資機材購入費	事業の実施のために直接必要な備品・資機材購入費（机、椅子、書庫等汎用性のあるものを除く。）																								
原材料費	情報提供、研修会等に必要原材料費																								

<p>(7) スtock強化 在庫可能量の現状値に対する目標値の増加率が2割以上であるもの</p> <p>(8) 木材加工流通施設等整備・品目転換施設整備・高度加工処理施設整備・Stock強化附帯事業((1)～(7)までの施設整備導入の効率的かつ円滑な実施を図るために必要となる調整活動、実践的知識及び技術の習得活動等)</p> <p>(9) (1)から(7)までの施設等整備において、現状値に対する目標値の増加は、全てスギ等によるものであること。</p>			
--	--	--	--

(注) 技術者給の算定等については、人件費適正化通知によるものとする。

(4) 先進的な林業機械等の整備（花粉削減事業）

<p>先進的な林業機械等の整備</p> <p>ただし、次の要件を全て満たしていること。</p> <p>(1) 地域の木材安定供給対策に資する先進的な林業機械等であること。</p> <p>(2) 施設の規模、性能等が、受益範囲、利用計画等からみて適切なものであること。</p> <p>(3) 導入する機械については、関係法令に基づき必要となる設備を備えていること。</p>	<p>次の各号のいずれかに該当する者のうち、アからカまでの要件を全て満たしている者</p> <p>(1) 森林整備法人等</p> <p>(2) 効率的かつ安定的な林業経営や林業経営の継続性の確保を目指す林業経営体として、林野庁長官が別に定める考え方に則って県知事が選定した林業経営体（以下「選定経営体」という。）</p> <p>(3) 貸付けを行う事業実施主体として市長が認めるもの(貸付先が選定経営体の場合に限る)</p> <p>(要件)</p> <p>ア 施業集約化に取り組んでいること。</p> <p>イ 年間3,000立方メートル以上の素材生産実績を有し、又は達成する計画があり、素材生産量又は素材生産性の目標が年平均1.05以上の伸び率であること。</p> <p>ウ 原木供給対策のための協議会に参画し、又は参画している者と連携して事業を実施していること。</p> <p>エ 合法性ガイドライン3により、木材・木材製品の合法性及び持続可能性を証明する方法が確立していること又は確立することが確実であると認められること。</p> <p>オ 体質強化・花粉削減計画において、スギ人工林伐採重点区域の市町村であること。</p> <p>カ 素材生産量の過半がスギであること。</p>	<p>先進的な林業機械等の機械器具費（本体購入費、付属機械器具購入費及び事業雑費）及び当該機械を収納するために一体的に整備する機械保管倉庫の建築費等（建物建築費、構築物設置費、土地整備費及び林業施設用舗装工事費）とし、1事業費はおおむね500万円以上とする。</p>	<p>素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000立方メートル当たり200円とし、その助成額の上限は補助対象経費の1/2とする。</p> <p>ただし、原動機として、内燃機関と電動機を備えたハイブリッド油圧ショベルをベースマシンとする機械を導入する場合には、素材生産量(機械導入年度を始期とする3年間の年平均計画)1,000立方メートル当たり240万円とし、その助成額の上限は補助対象経費の1/2とする。</p>
---	--	---	---

(5) 特用林産物省エネルギー化施設等整備（合板製材事業）

1 補助対象事業	2 補助対象事業者	3 補助対象経費	4 補助率
<p>(1) 特用林産物生産基盤整備 (2) 特用林産物生産施設整備 (3) 特用林産物加工流通施設整備 (4) 廃床等活用施設整備 (5) 特用林産物獣害対策施設整備 ただし、次の要件を全て満たしていること。 ア 当該特用林産物の生産量等の目標が原則として都道府県の目標値の伸び率以上であること。 イ 施設の入替えにおいては、従来の施設より燃油使用量が15%以上縮減すること又はエネルギー効率が15%以上向上すること。 ウ 施設の規模、性能等は、受益範囲、利用計画等からみて適切なものとする エ 1事業費は、おおむね300万円以上とする。ただし、燃油使用量の低減等省エネルギー化に資する施設の入替えについてはおおむね100万円以上とする。</p>	<p>(1) 森林組合 (2) 生産森林組合 (3) 森林組合連合会 (4) 農業協同組合 (5) 農業協同組合連合会 (6) 農事組合法人 (7) 林業者等の組織する団体 (8) 地方公共団体等が出資する法人 (9) 地域材を利用する法人、おが粉等生産者及び特認団体</p>	<p>(1) 特用林産物生産基盤整備 作業道等整備、ほだ場等造成に要する経費 (2) 特用林産物生産施設 機械器具費、建物建築費及び構築物設置費、土地整備費及び林業施設用地、舗装工事費 (3) 特用林産物加工流通施設 (2)に準ずる。 (4) 廃床等活用施設 (2)に準ずる。 (5) 特用林産物獣害対策施設 (2)に準ずる。 (6) その他県知事が認めるもの（県要綱に基づく県費を算定する場合に限る。）) (注)</p>	<p>3/4以内。ただし、国交付要綱に基づく国費の算定にあつては補助対象経費の(6)を除いた1/2以内、県要綱に基づく県費の算定にあつては補助対象経費の1/6以内、市費の算定にあつては補助対象経費の(6)を除いた1/12以内とする。</p>

(注) 補助対象経費の(6) その他県知事が認めるものについて、本補助金への算入を求める場合は、申請前に協議を行うこと。

別表第2（第11条関係）

1 財産	2 期間（転用制限期間）
(1) 貯木場（附帯道路、増設・舗装を含む。） (2) スtockヤード (3) 駐車場(附帯道路を含む。) (4) その他土地整備（省令に定めるものを除く。）	事業完了年度の翌年度から起算して8年間

年度鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業
計画（実績）及び収支予算（精算）書

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(1) 総括表

(単位：円)

区分	事業費 (A)+(B)+(C)	(内訳)			備考
		市補助金 (A)	補助 事業者 (B)	その他 (C)	
事業費					
計					

(2) 事業計画 (実績) 書

(単位：円)

事業区分	事業種目	事業主体	施行箇所		事業内容	事業量	事業費 (A)+(B)	(内 訳)			工 期		備考
			市町村	大字				市補助金 (A)	補助事業者 (B)	その他 (C)	着工 (予定) 年月日	竣工 (予定) 年月日	
合計													

個別 指標	現状値			利用計画									備考
				1年目			2年目			3年目(目標年度)			
	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	数値	単位	年度	

- (注) 1 「事業区分」欄には、合板製材事業又は花粉削減事業のうち該当するものを記載すること。
- 2 「事業種目」欄には、合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業実施要領（平成28年1月20日付け27林整計第237号林野庁長官通知。以下「国実施要領」という。）別表1に定めるものを、「事業内容」欄には国実施要領別表1の工種又は区分を記載すること。
- 3 実施要領別表1の工種又は区分のうち、呼称単位が「式」又は「一」で表示されているものについては、別紙で内訳表を作成し1件（単品目）ごとに「事業量」及び「事業費」の欄に記載すること。
- 4 「工期」欄は、国実施要領別表第1に定める工種又は区分の呼称単位ごとに記載すること。
- 5 個別指標及び利用計画については、国実施要領別表第3に定める事項を記入すること。ただし、事業完了年度が目標年度の場合、利用計画の1年目、2年目は記載しない。
- 6 行については、適宜加除のこと。

3 他の補助金の活用の有無

(1) 他の補助金の併用

活用の有無	1 有	2 無
補助金名		
事業内容		
問い合わせ先		

※他の補助金の併用の有無について、該当する番号に○をしてください。

※「有」の場合は、活用する補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載してください。

(2) その他

--

※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載してください。

また、今後、当該建物（設備、備品を含む。）に他の補助金を活用する別の整備計画の予定がある場合はその内容を記載してください。

4 消費税の取り扱い（一般課税事業者 ・ 簡易課税事業者 ・ 免税事業者）

※消費税の取り扱いについて「一般課税事業者」「簡易課税事業者」「免税事業者」のいずれかに○を記載してください。

5 事業完了予定年月日（完了年月日）

年 月 日

6 収支予算（精算）

(1) 収入

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差 引 増 減	備 考
市補助金				
負担金				
自己資金				
融資				
小計				
計				

(2) 支出

(単位：円)

区 分	予算額	精算額	差 引 増 減	予算（精算）額内訳			備考
				市補助金	自己資金	その他	
計							

7 添付資料

- (1) 様式第2号による消費税仕入控除税額集計表
(事業主体が消費税法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等である場合を除く。)
- (2) 様式第3号による誓約書及び要綱第6条第5項のチェックシート
- (3) 事業計画位置図
- (4) 事業計画図・平面図、その他必要な図面等
- (5) 費用対効果分析
- (6) 収支計画書（収支を伴う施設が該当。導入後3か年間の計画）
- (7) 経営分析書（事業費5,000万円以上で収支を伴う施設整備が該当）
- (8) 団体等の収支決算書（経営分析書を提出する団体等において、直近3か年分）
- (9) 合板製材事業又は花粉削減事業の木材加工流通施設等整備を行う場合は、作業安全対策に知見のある労働安全コンサルタント等の専門家の診断結果又は当該診断を受ける予定時期、内容を示した任意様式による資料
- (10) 要綱第6条第6項のチェックシート（環境負荷低減チェックシート）
- (11) その他必要な書類

様式第2号（第6条、第10条関係）

年度鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表

(事業実施主体名)

(単位：円)

事業区分	事業費	補助金	課税方式	消費税仕入 控除税額及び 地方消費税額 (A)	補助率 (B)	消費税仕入 控除税額 (A×B)	消費税 確定・未確定	備考
合計								

- (注) 1 当該補助金の事業実施主体（消費税法第9条第1項の規定に該当する事業者又は同法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した事業者が事業実施主体である場合（同法第60条第4項に該当する地方公共団体又は人格のない社団等が事業主体であるものを除く。）を含む。）について記載すること。
- 2 補助金の返還を伴う場合は、事業実施主体ごとに内訳を別表で添付すること。
- 3 「課税方式」欄には、当該補助金に係る消費税仕入控除税額の確定時において、消費税法第9条第1項に規定に該当する事業者にあつては「免税」、消費税法第37条第1項の規定による届出書を提出した事業者にあつては「簡易課税」、その他の事業者にあつては「課税」と記入すること。
- 4 「消費税仕入控除税額及び地方消費税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額を記載すること。
- 5 「消費税仕入控除税額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。
- 6 「消費税確定・未確定」欄には、消費税法第9条第1項の規定に該当する場合、消費税法第37条第1項の規定に基づく届出書を提出した場合並びに消費税及び地方消費税の確定申告を行った場合には「確定」、それ以外の場合には「未確定」と記載すること。
- 7 税抜の事業費及び補助金を記載した場合は、「消費税確定・未確定」欄は「確定」とし、併せて備考欄に「事業費及び補助金は税抜金額」と記載すること。

様式第3号（第6条関係）

誓約書

年 月 日

鳥取市長 様

所在地
名 称
代表者

印

〇〇（補助対象事業者）は、補助金交付に付された条件を遵守し、森林関連法令の違反等不適切な行為を行わない旨を誓約いたします。

様式第4号（第7条関係）

番 号
年 月 日

様

鳥取市長 印

年度鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金の交付内示について(通知)

年 月 日付第 号で申請のあった鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金については、下記のとおり交付される見込みですので、事業の遂行に支障のないようにしてください。

なお、この補助金の交付見込額は、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号）第5条の規定に基づく交付決定において変更されることがあるとともに、交付されないことがあります。

(担当・連絡先)

記

(単位：円)

事業区分	事業種目	事業内容	事業費	補助金	備考

様式第5号（第10条関係）

年度鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額報告書

鳥取市長 様

番 年 月 日 号

所在地
名称
代表者 印

年 月 日付け鳥取市指令受農林第 号により交付決定のあった 年度鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金について、消費税仕入控除税額が確定したので、鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金交付要綱第10条第4項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金の額の確定
(年 月 日付 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した消費税仕入控除税額
(実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を越えるときは、当該交付決定控除税額）に補助率を乗じて得た金額) | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額
(仕入控除税額に補助率を乗じて得た金額) | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・様式第2号「鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・付表「課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

- 5 当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかにならない場合、その状況を記載

(注) 消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る消費税仕入控除税額がない場合、その理由を記載

(注) 記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、全ての構成員分を添付すること。

- ・様式第2号「鳥取市合板・製材・集成材国際競争力強化・花粉削減総合対策事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」
- ・新たに設立された法人であつて、かつ免税事業者の場合は、設立日、事業年度、事業開始日、事業開始日における資本金又は出資金の金額が証明できる書類など、免税事業者であることを確認できる資料。
- ・免税業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料